

【概要】 熊本県過疎地域持続的発展方針（案）について

第1 基本的な事項

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第7条の規定に基づき、本県における過疎地域の持続的発展に向けた対策の大綱として、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するものであり、その期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5箇年間とする。

第2 過疎地域の現状と課題

1 過疎地域の現状

本県における過疎関係市町村は、全域が過疎地域である市町村が26市町村、みなし過疎が1市、一部過疎が5市町9地域であり、過疎法の適用を受ける市町村は、全体の71.1%（32市町村／45市町村）となっており、県内の過半の市町村において過疎法の適用を受ける状況である。

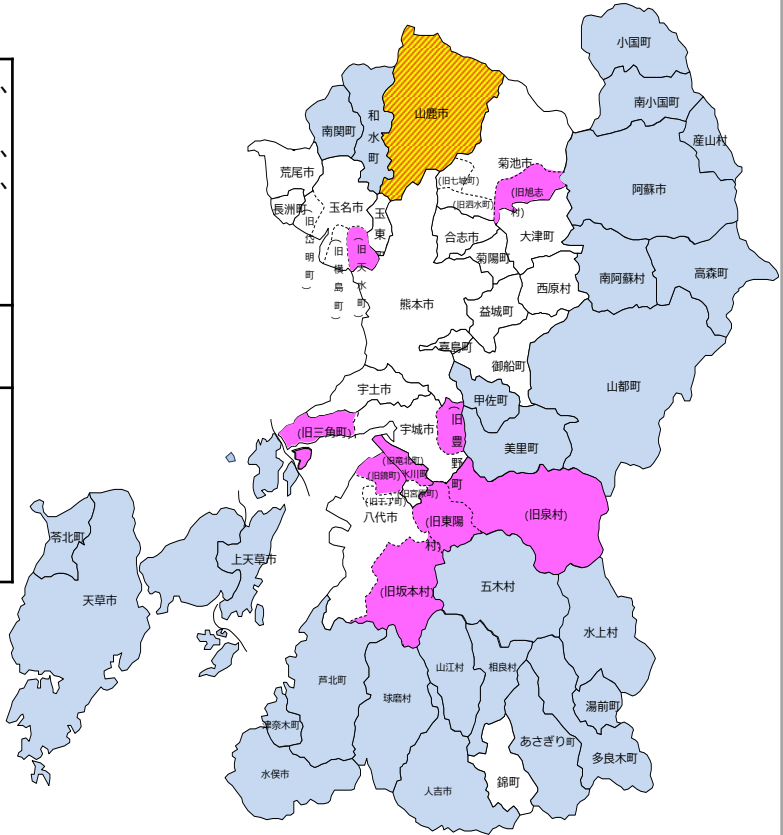
2 過疎地域の課題

過疎地域では人口減少による集落の小規模化や地域住民の高齢化により集落機能の維持が困難となっている。また、社会基盤整備は進んでいるものの、非過疎地域と比較すると依然として遅れがあり、公共施設整備も時代に即したまちづくりが求められている。このほか、医療・福祉サービスの充実により、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりも必要である。

過疎関係市町村（32市町村）

全部過疎	人吉市、水俣市、上天草市、阿蘇市、天草市、美里町、南関町、和水町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町
みなし過疎	山鹿市
一部過疎	八代市（旧坂本村、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の区域）、玉名市（旧天水町）、菊池市（旧旭志村）、宇城市（旧三角町、旧豊野町の区域）、氷川町（旧竜北町）

全市町村	45
過疎関係市町村	32
全部過疎	26
みなし過疎	1
一部過疎を有する市町村	5
一部過疎	9



第3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

過疎地域がくらしの場として選ばれ、そこに暮らす住民が誇りと自信、愛着を持てるような、持続可能な地域づくりを目指すことを基本方針とし、以下の視点をもって過疎地域の持続的発展に向けた振興策を展開する。

人材の確保・育成

持続可能な地域
経済活動の実現

安全・安心なくらしの確保

第4 具体的施策

1 移住定住、地域間交流の促進、人材育成

- ・**移住定住の促進**（相談窓口の設置やデジタル技術を活用した効果的な情報発信、総合的な移住定住施策の実施）
- ・**地域間交流の促進**（都市部との交流促進に向けた受入体制整備や牽引役となる人材育成、二地域居住のための環境整備）
- ・**人材の確保及び育成**（課題解決に向けた外部人材の確保や多様な人材育成、持続可能な行政システムの構築）

2 産業の振興

- ・**農林畜水産業の振興**（「食のみやこ熊本県」の創造に向けて要となる農林畜水産業の担い手確保・育成や、生産性向上、高付加価値化、販路拡大の推進）
- ・**商工業の振興**（新たな産業の創出や地域の特性・バランスを考慮した企業誘致の促進、イノベーションを担う人材育成）
- ・**情報通信産業**（情報通信基盤の整備やI T関連企業の立地促進、地域企業の高度化・多様化）
- ・**観光産業の振興**（観光産業を通した過疎地域を含む地域の活性化や持続可能な観光地域づくり）
- ・**港湾の整備**（重要港湾の観光拠点化の促進や地方港湾の機能充実）

3 情報化の推進

- ・**D Xの推進**（人口減少や過疎化が進行しても誰もが住み慣れた地域で暮らすためのデジタル化、D Xの推進）
- ・**I C Tを利活用するための環境整備**（超高速ブロードバンドの未整備地域解消や携帯電話エリア等の整備）
- ・**I C Tを活用した課題解決と地域活性化**（医療・福祉・介護分野などのサービスへのI C Tの活用）
- ・**デジタル行政の実現**（情報システムの標準化・共通化やA I等を利活用した業務効率化）

4 交通施設の整備及び交通手段の確保等

- ・**道路の整備**（過疎地域とその他の地域を結ぶ道路及び過疎地域内を連絡する道路の計画的な整備）
- ・**交通確保対策**（公共交通の運行に係る人材・資源の最適化や交通空白地帯の解消）

5 生活環境の整備

- ・**水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備**（水道施設、生活排水処理施設、ごみ処理施設等の整備）
- ・**消防・防災施設等の整備**（消防車両や高規格救急車の導入、耐震性貯水槽の設置等、消防団員の加入促進）
- ・**災害に強いまちづくり**（道路、河川、農林水産基盤の整備や耐災化、国土強靱化のためのインフラ強化）

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

- ・**児童その他の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策**
（「こどもまんなか熊本」の実現に向けた、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援、結婚後・出産後・子育て中も安心して働き続けたいと思える職場環境づくり、療育支援体制の構築、障害児通所支援体制の整備）
- ・**高齢者等の保健・福祉の向上及び増進を図るための対策**
（高齢者の身体活動・運動の重要性の啓発、認知症サポーターの養成・活躍の場の拡大支援等地域支援体制の整備）

7 医療の確保

- ・**過疎地域を支える医師の確保**（地域医療を志す医学生の確保、医師の養成、地域で勤務する医師が安心して勤務しながらキャリアアップできる環境整備）
- ・**へき地医療拠点病院等の運営支援、機能強化・拡充**（施設設備等に対する補助や計画的な医師派遣）

8 教育の振興

- ・**公立小中学校等の教育施設の整備**（校内通信ネットワークや端末等のI C T機器の維持管理・更新、廃校の有効活用）
- ・**図書館その他の社会教育施設等の整備**（図書館の利便性向上や地域住民の学習機会の確保）

9 集落の整備等

- ・**集落の維持・活性化**（買い物支援や生活交通の維持・確保、地域自治組織が行う自主的活動に対する支援）

10 地域文化の振興等

- ・**地域文化の振興等**（無形民俗文化財の次世代への承継及び調査、担い手育成のための意識醸成）

11 再生可能エネルギーの利用の促進

- ・**再生可能エネルギーの導入・利用促進**（再生可能エネルギー普及促進、県民・事業者等における利用促進）